

令和6年度

下妻市環境配慮型新エネルギー設備導入事業補助金

申請の手引き

下妻市 市民部 環境課

1. 補助対象者

次の要件を全て満たす方となります。

- (1) 市内に住所を有すること（実績報告書の提出までに住民登録をする場合を含む）。
- (2) 自ら居住若しくは居住を予定している市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む）に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すると。
- (3) 本人及び同一世帯に属する方が市税等を滞納していないこと。
- (4) 申請書の提出時に補助対象設備の設置工事を開始していないこと又は補助対象設備付き住宅の引渡しを受けていないこと。
- (5) 補助金の交付の申請する日の属する年度の3月15日までに補助対象設備の設置が完了し、又は補助対象設備付き住宅を取得し、かつ、実績報告書を提出できる方であること。
- (6) 補助対象事業を実施する方が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。
- (7) 本人又は本人と同一世帯に属する方が過去に下妻市環境配慮型新エネルギー設備導入事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 補助対象設備を導入する住宅において、「下妻市ネットゼロエネルギーハウス導入支援補助金」の交付申請が行われていないこと。
- (9) 設置者自ら又は、自らと同一住所地において居住する者が、県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取り組みを行っている者であること。

2. 補助対象設備、補助対象経費及び補助金額

設備の種類	補助対象設備の要件	補助対象経費	補助金額
蓄電システム	<ul style="list-style-type: none">・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができる設備であること。・住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10kw未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。・蓄電池部から供給される電力が、当該住宅等にて使用されるものであること。	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付け、配管工事等）	5万円

注1 補助対象設備は未使用のものとし、中古品・リース契約等は対象外。

注2 補助対象設備の工事・施工要件は、建築物、電気設備に関する関係法令に準拠していること。

注3 前年度及び当該年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として国の委託事業者（(一社)環境共創イニシアチブ）により登録されているものであること。

注4 国の補助金との併用は可。

3. 手続きの流れ ※ 各種提出書類は市ホームページよりダウンロードできます。

① 補助金の交付申請

補助対象設備の設置工事の着手前（補助対象設備付き住宅を購入する場合は引渡し前）までに、交付申請書と添付書類を生活環境課の窓口提出します。



② 補助金の交付決定

審査のうえ、交付が適当であると認められるときは、交付決定通知を申請者に送付します。

※書類審査・現地調査時点で工事の着工又は住宅の引渡しを受けている場合は、補助金が受けられません。



③ 設置工事の開始(着工)又は住宅の引渡し

交付決定通知を受けた後に、工事の着工又は住宅の引渡しを受けてください。



④ 実績報告

実績報告書と添付書類を生活環境課に提出します。

提出期限は、補助事業完了日又は住宅の引渡し日から30日以内もしくは申請年度の3月15日までのいずれか早い日までとなります。



⑤ 補助金の交付

審査のうえ、適正に設置されていることが確認された場合、請求書の提出を受けて指定された口座に補助金を交付します。

※交付完了については、改めて通知はいたしませんので、通帳等にて確認をお願いします。

4. 交付申請

補助対象設備の設置工事の着手前（補助対象設備付き住宅を購入する場合は引渡し前）に、交付申請書及び添付書類を提出してください。

（1）提出書類

環境配慮型新エネルギー設備導入事業補助金交付申請書（様式第1号）

（2）添付書類

- ① 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が明記されている書類の写し（工事請負契約書、売買契約書又は見積書等）
- ② 補助対象設備の製造会社名・品番・容量等が確認できる書類の写し（カタログ等）
- ③ 補助対象設備の設置予定箇所の位置図及び配置図
※位置図（住宅地図等）、配置図（平面図等）の対象箇所に印を付けてください。
- ④ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
※設置工事着工前であることが確認できるように、補助対象設備の設置予定箇所のカラー写真を添付してください（普通紙に印刷したもので可）。補助対象設備付き住宅を購入する場合は不要となります。
- ⑤ 所有者等の承諾書（様式は任意）
※対象住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、補助対象設備の設置の承諾を受けている書類が必要です。
- ⑥ 「いばらきエコチャレンジ」登録者のアカウント情報画面写し
※別添いばらきエコチャレンジ web 操作マニュアル参照
- ⑦ 委任状（様式は任意）
※申請者が交付申請等の手続きを設置業者に依頼する場合のみ必要となります。
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

（3）申請受付方法

【受付期間】令和6年4月1日（月）から随時

※先着順で予算額に達した時点で受付を終了します。

【受付場所】下妻市役所2階 環境課窓口（郵送不可）

【受付時間】平日午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝日、年末年始（12/28～1/3）の閉庁日は受付できません。

5. 補助事業の変更・中止

交付決定後に、補助事業を変更しようとする場合は環境配慮型新エネルギー設備導入事業変更承認申請書（様式第4号）を、補助事業を中止しようとする場合は環境配慮型新エネルギー設備導入事業中止承認申請書（様式第5号）を提出してください。

変更の場合は、変更箇所の書類を添付することとなります。変更・中止が生じたら、速やかに手続きをしてください。

6. 実績報告

補助事業が完了後、実績報告書及び添付書類を提出してください。提出期限は下記（3）のとおりです。

（1）提出書類

環境配慮型新エネルギー設備導入事業補助金実績報告書（様式第8号）

（2）添付書類

- ① 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し
- ② 補助対象設備の保証書の写し
- ③ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
※対象設備の全景及び品番等を撮影したもの（普通紙に印刷したもので可）。
- ④ 太陽光発電設備に接続していることが確認できる資料
【電気を売買している場合】
売電に係る契約書や直近の領収書等の売電していることが確認できる資料
【全量自家消費している場合】
「太陽光の電気を蓄電池に充電して活用する」旨の誓約書
【新築等の場合】
住宅建築時の住宅メーカーとの契約書等、太陽光発電設備の設置が記載されている資料
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

（3）提出期限

補助事業が完了した日（補助対象設備付き住宅の場合は引渡しを受けた日）から30日以内、又は申請年度の3月15日までのいずれか早い日までとなります。

（4）報告書受付方法

【受付時間】平日午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝日、年末年始（12/28～1/3）の閉庁日は受付できません。

【受付場所】下妻市役所2階 環境課窓口（郵送可）

7. 補助金の請求

環境配慮型新エネルギー設備導入事業補助金交付額確定通知を受けた後に、環境配慮型新エネルギー設備導入事業補助金交付請求書（様式第10号）を提出してください。

8. 補助金の交付

補助金交付請求書に記載された口座へ振り込みます。

交付完了については、改めて通知はいたしませんので、通帳等にてご確認をお願いします。

9. 補助事業完了後の注意事項

(1) 財産の適正管理と処分制限

設置した機器等は、その法定耐用年数（蓄電システムは6年）の期間、適切な管理を行う必要があります。法定耐用年数の期間内に設置した機器等の処分を行う場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。この場合、補助金を返還していただくこともあります。

(2) 関係書類の保管

この補助事業に係る書類については、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して6年間保管してください。

10. 調査の協力

環境配慮型新エネルギー設備を導入した翌年度から、エネルギー使用に関するデータの提供や家庭用燃料電池・蓄電池等に関するアンケートの協力を求めることがあります。

ご回答いただいた内容については、今後の地球温暖化防止に関する資料として使用し、個人情報に関して目的外使用はいたしません。

11. 問い合わせ先

下妻市役所 環境課

電話：0296-43-8234（直通）

FAX：0296-44-7833

E-mail：kankyo@city.shimotsuma.lg.jp